奈良県競輪事務委託要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、奈良県が行う同条第2号及び第3号の事務(以下「競輪事務」という。)を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2 競輪事務の私人への委託については、法及び自転車競技法施行規則(平成 14 年経済 産業省令第 97 号。以下「施行規則」という。)並びに奈良県営自転車競技条例(昭和 25 年 3 月奈良県条例第 5 号)及び奈良県営自転車競走実施規則(昭和 40 年 12 月奈良県規 則第 53 号)その他の県が定める規則のほか、この要綱の定めるところによる。

(委託の相手方に関する基準)

第3 県は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び施行規則第3条第2項各号に掲げる者に競輪事務を委託しないものとする。これらの者を役員とする法人についても、同様とする。

(委託契約)

第4 競輪事務の委託契約は、当該委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、秘密の保持その他必要な事項を記載した契約書(以下「契約書」という。)により締結するものとする。

(公金の払い込み)

第5 施行規則第3条第1項第2号に規定する公金取扱事務の委託を受けた者は、収納した公金を、その内容を示す計算書を添えて、県が指定する期日までに県が指定する金融機関等に払い込まなければならない。

(検査)

第6 県は、委託した競輪事務の適正な履行を確保するため、必要があると認める場合は、 委託の相手方に対し、競輪事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は委 託の相手方の事務所に立ち入り、当該競輪事務の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要 な物件を検査することができる旨を契約書に記載するものとする。 (公表)

第7 県は、第4に規定する委託契約を締結したときは、その旨を公表するものとする。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、競輪事務を私人に委託することに関し必要な事項は 別に定める。

附則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。